

## 令和5年度 看護職員のための訪問看護職場体験事業 実施要項

公益社団法人鳥取県看護協会  
鳥取県ナースセンター

1. 目的：需要が増加する訪問看護ステーションに勤務する看護職員の確保のため、求人事業所が訪問看護実践を体験する場を提供し、求職している者が訪問看護の実践を体験することで具体的な勤務のイメージをもち安心して就業することができ、訪問看護従事者の増加及び定着を目的とする。
2. 対象：看護師等有資格者で、訪問看護ステーションへ就業を希望している者  
(同一法人内での異動等は対象外とする。)
3. 内容：訪問看護ステーションに当該事業を周知し当該事業の参加を募り、ナースセンター等において訪問看護事業所の求職者を把握した段階で体験事業実施調整を行い、実績(最大5日間)に応じて給付金(日当相当)を支払う。  
なお、看護師資格有資格者であり、必要に応じて訪問看護の提供に係る補助を実地で体験する。
4. 事業の流れ：
  - ① 訪問看護支援センターにおいて、県内の訪問看護ステーションに事業の周知をする。
  - ② 鳥取県ナースセンターにおいて、求職者に事業を紹介する。
  - ③ 求人事業所と具体的な日程を調整する。  
\* 実地体験前に訪問看護利用者の同意を取得する。
  - ④ 実地体験後、求職者は【訪問看護職場体験実施記録】を記載する。
  - ⑤ 【訪問看護職場体験実施記録】に基づく実績に応じて求職者に給付金(日当相当)を支給する。
  - ⑥ 就業希望の有無を確認し、希望により就業斡旋を行う。
  - ⑦ 就業後の状況を確認する。

### 5. 経費

給付金(日当相当)：@5,000円 (\*一人最大 5日間まで)

対象人数：18名

計 450,000